

東山口信用金庫 行動計画(次世代)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うために次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 平成31年4月～ 年次有給休暇の取得状況を個別管理表にて管理する。
- 平成31年度～ 「計画的年次有給休暇」の導入を検討し、効率的な有給休暇の取得に取り組む。

目標2：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の看護休暇取得を促進する。

- 平成31年4月～ 職員への制度利用の周知を図る。
- 平成31年度～